解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年十二月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月三日

福井県勝山市元町一丁目一六番一六号

梅花庵

清算人　髙山　峰雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年十二月十六日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月三日

富山市太田口通り一丁目五番四号

西町南地区市街地再開発組合

代表清算人　河上彌一郎

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月三日

兵庫県神戸市中央区御幸通四丁目二番一五号

兵庫県自動車整備厚生年金基金

代表清算人　田中　安幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十二月七日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月三日

三重県度会郡南伊勢町村山八四五番地

清算法人村山土地改良区

代表清算人　加藤　正喜

配当公告

神奈川県横浜市都筑区中川一丁目五番九号

破産者　漢山株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十六年（フ）第六六二七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五五三、二七〇、九八五円

一、配当することのできる金額

金一三一、三七六、六〇二円

平成二十八年二月三日

東京都中央区八丁堀四丁目一番三号　宝町

ＴＡＴＳＵＭＩビル五階Ａ岩崎法律事務所

破産管財人　岩崎　晃

配当公告

神奈川県横浜市都筑区中川一丁目五番九号

破産者　山口医院こと　山口　了三

右の者に対する東京地方裁判所平成二十六年（フ）第六六二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五七八、二二三、〇五三円

一、配当することのできる金額

金一〇三、〇五六、〇一八円

平成二十八年二月三日

東京都中央区八丁堀四丁目一番三号　宝町

ＴＡＴＳＵＭＩビル五階Ａ岩崎法律事務所

破産管財人　岩崎　晃

配当公告

岡山県備前市西片上一八九七番地の一三

破産者　株式会社嘉数商店

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十五年（フ）第五〇六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金一、九九二、六二五円

一般債権　金二九八、四四四、八八五円

一、配当することのできる金額

優先債権　金一、九九二、六二五円

一般債権　金一一、三六二、八一二円

平成二十八年二月三日

岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル六階

破産管財人　吉野　夏己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市中道一丁目八番、最後の住所北海道函館市中道一丁目八番一号

被相続人　亡　井口　幸一、配当に加えるべき債権の総額

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月三日

北海道函館市新川町二番一六号道南労働福祉会館二階

相続財産管理人　弁護士　田中綾太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市渋川七二六番地七、最後の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田一三二九番地五四九

被相続人　亡　片貝　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月三日

群馬県前橋市昭和町三丁目一二番一一号

相続財産管理人　弁護士　市場　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県西群馬郡六郷村大字上並榎村二〇番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　塚越　兼藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月三日

群馬県高崎市片岡町三丁目一番二〇号プレステージ二〇一

相続財産管理人　弁護士　飯塚　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡白子町関四五二五番地、最後の住所千葉県長生郡白子町関四五二五番地三

被相続人　亡　高山　喜信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月三日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮二八二一番地一片岡ビルＣ　上総一宮司法書士事務所

相続財産管理人　小池　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市北山町二丁目一〇番地の一一、最後の住所東京都八王子市裏高尾町九五七番地清明園

被相続人　亡　永吉　静江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月三日

事務所東京都新宿区新宿一―二六―一長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋本町三丁目一〇番地、最後の住所茨城県北相馬郡利根町大字羽根野八〇〇番地三四三

被相続人　亡　北川　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月三日

東京都豊島区東池袋一丁目二五番八号タカセビル本館八階ＴＧＳパートナーズ法律事務所　相続財産管理人弁護士　権田　典之

第52期決算公告

平成28年2月3日　長野県長野市豊野町蟹沢2662番地

株式会社日興

代表取締役　小林　正夫

貸借対照表の要旨　（平成27年1月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	126,007	流動負債	113,481
固定資産	914,268	固定負債	818,000
有形固定資産	911,000	**負債合計**	**931,481**
無形固定資産	366	株主資本	108,793
投資その他の資産	2,901	資本金	48,000
		資本剰余金	60,793
		利益準備金	9,500
		その他利益剰余金	51,293
		（うち当期純利益）	(15,235)
		純資産合計	**108,793**
資産合計	1,040,275	**負債・純資産合計**	1,040,275